

ID: 64

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	村田町民体育館条例施行規則 第11条		
例規番号	昭和54年教育委員会規則第1号		
【基準】			
<p>第11条の規定による。 (管理上の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育館への入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物若しくは物品を携行する者</p> <p>(2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他管理上支障があると認められる者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日